

令和7年度八丈町団体集客事業(概要)

■ 事業内容

島内貸切バス使用料の30%を補助します。

■ 対象期間

令和7年4月11日から八丈島フリージアまつり開催日の前日まで。

ただし、年末年始(12月29日から1月3日)、特別な事情において町長が判断する場合を除きます。

※ツアーが対象外期間にまたぐ場合でも、対象日については補助します。

■ 条 件

以下の条件をすべて満たす場合に対象となります。

- ・ツアー参加人数が10名以上であること。
- ・島内宿泊施設に1泊以上するツアーであること。
- ・八丈町から当該補助金以外の補助金等を受けていないこと。

■ 支払いまでの流れ

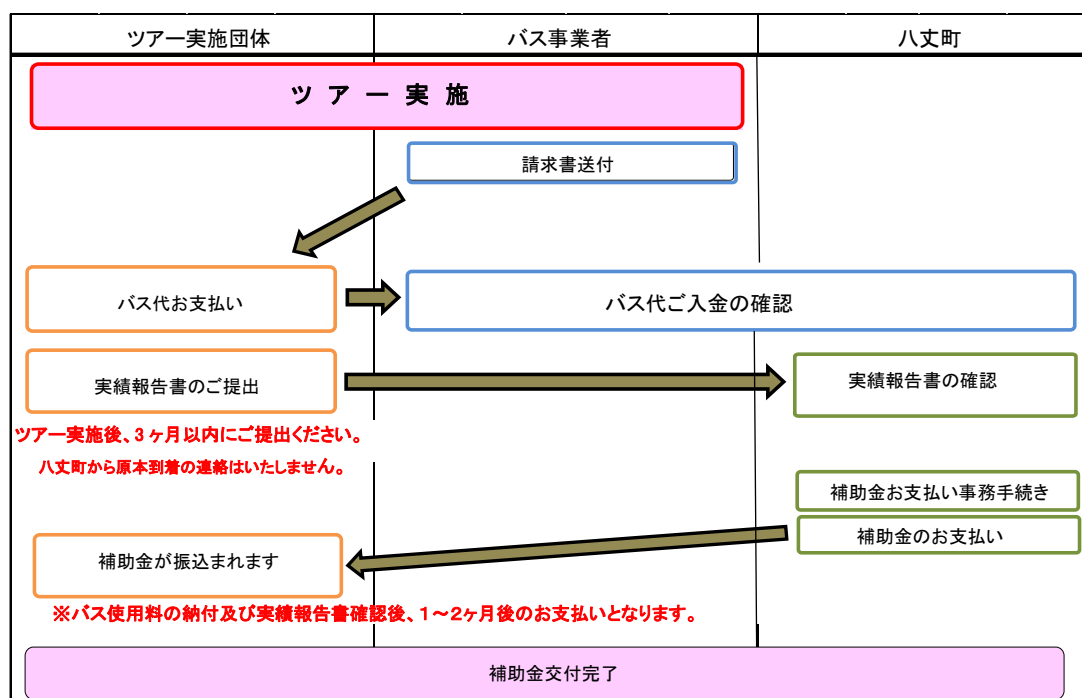
①ツアー実施後、原則3ヶ月以内に、バス事業者へ、バス使用料のお支払いをお願いします。

(但し、令和8年4月末日を納入期限とする。)

②ツアー実施後、原則3ヶ月以内に、八丈町へ、実績報告書のご提出をお願いします。

(但し、令和8年4月末日を提出期限とする。)

③バス使用料のお支払い・実績報告書の確認後、八丈町からツアー実施事業者様へ、補助金をお支払いします。



■ 問い合わせ・提出先

〒100-1498

東京都八丈島八丈町大賀郷 2551-2

八丈町産業観光課観光係

TEL: 04996-2-1125

FAX: 04996-2-4437

Eメール: sankan@town.hachijo.tokyo.jp